

令和3年度

札幌市特別職報酬等審議会

議 事 録

日 時：2021年10月21日（木）午前9時15分開会

場 所：札幌グランドホテル 別館2階 グランドホール

1. 開 会

○事務局（佐藤職員部長） 皆様、おはようございます。

ただいまから、札幌市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。

私は、この審議会の事務局を務めさせていただきます札幌市総務局職員部長の佐藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

会長が選出されるまでの間、私のほうで進行役を務めさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

初めに、審議会委員の委嘱状でございますが、あらかじめ、皆様のお手元にお配りしておりますので、ご了承いただければと思います。

では、開会に当たりまして、秋元市長からご挨拶を申し上げます。

○秋元市長 皆さん、おはようございます。

札幌市長の秋元でございます。

当審議会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様方には、大変お忙しい中にもかかわらず、当審議会の委員をお引き受けいただきましたこと、感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

札幌市におきましては、現下、新型コロナウイルス感染症への対応を市政の最優先として進めておりまして、全庁を挙げてこの対応に当たっているところでございます。

そういった関係で、この審議会の開会に当たりまして、委員数を限定させていただいております。そして、また、今日も少し広めの会場をセットしている状況でございます。

さて、この特別職報酬等審議会でございますが、札幌市の条例に基づいて設置をしております。市議会議員の報酬、そして、市長、副市長の特別職の給与について、様々な分野の方々のご意見を頂戴するという状況の下で、この審議会を開催させていただいているところでございます。

今回のこの審議会でございますが、前回の審議会を平成28年に開催しておりまして、そのときの附帯意見の中に、特別職の任期が4年でございますので、この4年間に少なくとも1回は開催をすべしというご意見を頂戴いたしましたため、開催させていただいているところでございます。

現時点においての他都市での状況、また、一般職の給与改定は、人事委員会の調査、報告等によって改定を行っておりますけれども、この一般職の給与の改定状況も踏まえつつ、今の特別職の報酬、給与等が適切であるか、ご審議をいただきたいと考えているとこ

ろでございます。

皆様方におかれましては、それぞれの立場、見地から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局（佐藤職員部長） 大変恐縮ではございますが、市長は、次の予定がございしますので、ここで退席させていただきます。

〔秋元市長は退席〕

○事務局（佐藤職員部長） 続きまして、事務局から委員の皆様の紹介を五十音順にて行いたいと存じます。

札幌商工会議所副会頭の大槻博様でございます。

北海道大学法学研究科教授の岸本太樹様でございます。

谷口雅子公認会計士事務所の谷口雅子様でございます。

北海道新聞社専務取締役の寺澤純様でございます。

札幌消費者協会副会長の行方幸代様でございます。

連合北海道札幌地区連合会会長の野宮佳則様でございます。

きたあかり法律事務所弁護士の皆川洋美様でございます。

以上、7名の皆様です。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

総務局長の平木でございます。

総務局職員部勤労課長の國方でございます。

そのほか、財政局、議会事務局の職員も同席しております。よろしくお願ひいたします。

2. 会長の選出等

○事務局（佐藤職員部長） 続きまして、この審議会の運営方法につきましてご説明申し上げます。

お手元にお配りしております資料の1ページにございます札幌市特別職報酬等審議会条例が設置根拠になっております。

第4条の規定によりまして、この審議会に会長を置くこととなっております。

会長につきましては、委員の互選により定めることとなっておりますので、これにつき

まして、ご意見ございませんでしょうか。

○野宮委員 それでは、私から発言をさせていただきたいと思います。

野宮委員でございます。どうぞよろしく願いいたします。

会長につきましては、従来の審議会において、学識経験者にお務めいただいたことで、公正、円滑な審議が行われたと伺っておりますので、今回は岸本委員にお願いしたいというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔委員の同意あり〕

○事務局（佐藤職員部長） ありがとうございます。

岸本委員、お願いできますでしょうか。

○岸本委員 はい。

○事務局（佐藤職員部長） ありがとうございます。

それでは、会長を岸本委員にお願いしたいと存じます。

岸本会長は、中央の会長席へお移りいただきたいと存じます。

〔会長は所定の席に着く〕

○事務局（佐藤職員部長） それでは、岸本会長にご挨拶をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○岸本会長 ただいま会長に選出されました岸本でございます。

慎重かつ公正に議事を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、会議は可能な限り短時間で行うことが必要とされており、全体でおおむね90分程度となるようにと考えております。委員の皆様方には、どうか円滑な審議の進行にご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

3. 諮問書の手交

○事務局（佐藤職員部長） ありがとうございます。

続きまして、諮問書でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、会長席に本書を、他の皆様にはその写しを、あらかじめお配りさせていただいております。ご了承いただきたいと存じます。

それでは、この後の議事運営につきましては、岸本会長にお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

4. 協議事項

○岸本会長 よろしくお願ひいたします。

それでは、審議に先立ちまして、今後の進め方を皆様方にお諮り申し上げたいと思っております。

まず、第1に、会議録の作成についてでございます。

会議録は、事務局が作成し、後日、委員の皆様方にご配付をさせていただきます。

第2に、審議の公開についてでございます。

本日の審議会につきましては、公開となっております。後日、会議録についても市のホームページに公開することにいたしますが、この点をご了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岸本会長 ありがとうございます。

5. 資料説明

○岸本会長 それでは、今回の審議につきまして、事務局から一括してご説明をお願いいたします。

○事務局（國方勤労課長） 勤労課長の國方でございます。

それでは、今回の審議につきましてご説明いたします。

まず、資料についてご説明いたします。

お手元にお配りしていますA3判横のファイルをお開きください。

表紙と目次の次からページを振っております。

1ページ目は、先ほどご案内差し上げましたとおり、この審議会の設置根拠となります札幌市特別職報酬等審議会条例でございます。

次に、2ページをご覧ください。

札幌市職員の一般職の給与改定率と、特別職の報酬等の改定経過でございます。

上の表は、本市一般職の給与改定の推移です。

中段の表が市長や議長などの特別職に関するものですが、ご覧のとおり、平成4年12月を最後に改定されておられません。

下段のグラフは、一般職と特別職の改定率について対比したものです。一般職、特別職ともに、平成4年を100と設定いたしまして、一般職については、毎年の給与改定率を累

計しております。

一般職の給与は、平成13年まではプラス改定が続きまして、最高で指数で107.6まで上昇しましたが、その後、マイナス改定または据置きというのが続いておりまして、現在は平成4年比で99.3となっております。

特別職の報酬等については、毎年細かく改定する性格のものではないことから、一般職の給与改定率の累計が10%、つまり、指数で言えば110を超えた場合に改定を行ってまいりました。こちらのグラフで申し上げますと、昭和63年、平成4年にその水準に到達したことから、共に引上げを行った次第でございます。

なお、資料に記載しております給料、報酬額等は、全て各自治体の条例本則の額となっております。市長の意向などによりまして、独自に給料額を削減している自治体もありますが、この審議会でご議論いただくのは、あくまで条例本則の額ですので、それにそろえてあります。ご了解願います。

続いて、3ページをお開きください。

こちらは、政令指定都市の市長と副市長の給料月額を高い順に並べたものでございます。

右の表ですが、こちらは令和3年4月時点のものです。札幌市は、20都市中、人口規模では上から4位と上位ですが、市長の給料は10位、副市長は9位となっております。

次のページも併せてご覧ください。

同様の比較を議員報酬で行ったものです。

同じように、右側の表が令和3年4月のものです。議長の報酬が9位、副議長が8位、議員が8位となっております。

こちらの両ページから、人口は政令市の中で4位と上位ですが、特別職の報酬等の水準は真ん中程度に位置していることが分かります。

続いて、5ページに参ります。

平成14年から現在までの20年間における各政令指定都市の市長給料の改定推移です。

グラフの左端をご覧くださいと、下から2番目の濃い赤色が札幌市となっております。平成4年から現在まで改定がありませんので、一直線となっております。ほかの都市の上げ下げはご覧のとおりです。各市の動向が視覚的にご覧いただけるかなと思います。

次に、6ページをご覧ください。

政令指定都市とその所在道府県の特別職の給料等を比較したものでございます。

北海道と札幌市を例にしますと、北海道知事の給料が138万円に対しまして、札幌市長の給料は128万円で、知事の93%の水準にあることを表しております。仙台市は、県と同額、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の各市長は、県知事を上回る額となっておりますが、多くは、市議会議員の報酬も含めまして、県よりやや低い水準となっております。

次に、7ページ目は、市長及び副市長の年間給与です。

給料と地域手当、夏、冬の年2回支給される期末手当、いわゆるボーナスと、1期4年で支給されます退職手当を年額に換算した額の合計を年間給与と表しております、それを高い順に並べたものです。

札幌市は、市長は第12位、副市長も同じく第12位に位置しております、おおむね中ほどに位置しております。

次の8ページは、議員の年間報酬の政令指定都市比較です。

議長、副議長、議員のいずれも、順位は第9位となっており、こちらもおおむね中ほどと思っております。

次の9ページは、政令指定都市における市長及び副市長の退職手当の支給額についてまとめたものでございます。

札幌市長の退職手当は、政令市の中では12位、副市長については第7位となっております。

10ページは、消費者物価の関係指標です。

上の表が消費者が購入する商品やサービスの総合的な物価の変動を見ます消費者物価指数、下の表が都道府県庁の所在市と政令指定都市の合計52市における平均を100としまして、各地域の物価を比較しました消費者物価地域差指数となっております。

次の11ページは、民間役員の報酬及び年間賞与の状況につきまして、企業規模や役位ごとにまとめたものになります。

利潤を生み出して、それを経営責任の対価として受け取る民間企業の役員報酬と、地方公共団体の首長が受け取る給与は、一概には比較できないと思っておりますが、一つの参考としてお示した次第です。

12ページは、前回、平成28年に開催いたしました当審議会における答申書を参考に掲載しております。

「1 市議会議員の議員報酬並びに市長等の給料」において、据置きとの答申内容となっております。

また、「4 附帯意見」の「(1) 特別職の退職手当等の在り方」ですが、民間では、役員退職慰労金制度を廃止しまして基本報酬に振り替える動きがあり、また、公務でも退職手当を廃止し、給料月額に含めて算定している市があることから、退職手当等の在り方について検討すべしとご意見いただいたものです。

この検討結果につきましては、後ほど、次第の「4 報告」のところでご説明させていただきます。

次のページは、今年8月10日に行われました人事院勧告の概要を掲載しております。

具体的には、国家公務員給与と民間給与を調査したところ、両者の較差は極めて小さかったため、2の「(1) 月例給」というところに記載がありますけれども、俸給表や諸手当は改定なしとなっております。

一方、期末・勤勉手当、ボーナスは、(2)に記載のとおり、民間の支給割合に見合うように0.15月分の引下げが勧告されました。

なお、本市特別職の期末手当の支給月数につきましては、これまで、国の指定職、各省庁の事務次官や局長などの指定職の支給月数に準じて改定を行ってきておりますが、人事院勧告では、この指定職の支給月数につきましても、0.10月の引下げの勧告がなされております。

また、去る9月21日に札幌市の人事委員会勧告ございました。国と同様に、給料表や諸手当は改定なし、期末・勤勉手当は0.15月分の引下げとなっております。

これらの勧告を受けまして、一般職及び特別職の給与改定の取扱いについては、今後、検討してまいります。仮に、例年どおり、本市人事委員会勧告や国の指定職に準じた改正を行うこととなりますと、一般職で申し上げますと、ボーナスの0.15月分が引き下がりますので、年間で約5万円の引下げとなります。特別職は、ボーナスの0.10月分の引下げとなりますので、市長で申し上げますと約19万円の引下げ、副市長で約15万円、議員で約12万円の引下げとなります。

最後に、14ページ以降は、関係法令等を掲載しております。

以上、駆け足となりましたが、資料をご説明いたしました。

ご覧のとおり、市長、副市長の給料及び議員の報酬につきましては、政令市比較でも中ほどにあります。

また、資料2ページでご説明させていただいたとおり、前回改正の平成4年と比較しまして、一般職の給与改定率が99.3とほぼ均衡した状態にあります。

これらのことを踏まえますと、事務局といたしましては、特別職の報酬は据置きが適当であると考えておりました、事務局案として提示させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどをよろしく申し上げます。

6. 審 議

○岸本会長 どうもありがとうございました。

それでは、今、事務局からご説明がありました資料に関するご質問を含めまして、皆様方からご意見をいただければと考えております。

なお、皆川委員におかれましては、所用のため、途中でご退席になります。そのため、まず、資料に関するご質問等をしていただいた上で、委員の皆様方からのご意見に関しましては、時間のこともありますので、皆川委員から願いたいと考えております。その後は、五十音順に大槻委員からと考えております。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岸本会長 それでは、いきなり、皆川委員にどうでしょうというわけではなくて、今の事務局側からの資料のご説明等につきまして、よく分からなかったとか確認したいところございましたら、まず、そこをお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

まとめると、資料の2ページ目にあるように、平成の初期では、一般職については、民間企業等の経済状況、あるいは、支給されている給与額を見ながら、国の人事院勧告や人事委員会の勧告に合わせて、比較的上がってきていたわけでございます。

平成4年を100と基準にしたときに、それから110以上に上がったときには特別職についても引上げを検討するという運用であったところ、上がったことは上がったのだけれども、107.6が最高だったこともあって、特別職については、これまで微動だにせず、100でずっと来た。

その間、一般職については、平成13年を境に段階的に給与水準の引下げが勧告され、それに従って引き下げられた結果、現在では、平成4年比を基準とするならば、99.3までに引き下げられているということでもあります。

ですから、今までの運用からするならば、市長をはじめとする特別職については、必ずしも引下げなければいけないというわけではないということですね。

まず、ここまでよろしいですか。

○事務局（國方勤労課長） おっしゃるとおりでございます。

○岸本会長 元々が高過ぎるのではないのかというところからもチェックをかけるために、資料の3ページ目以降に表を載せていただいております。

人口規模からすれば、札幌市の約2倍いる横浜、大阪もありますので、様々ではあるけれども、政令指定都市というグループで見たときに、平成4年の段階で、少なくとも、札幌市は、人口規模では4位の大都市ではございますが、そこにおける市長及び副市長をしてみるならば、6位、5位の額になっておりました。

ただ、その後、他の市は上げたりしている中、ずっと据置きになってきているものだから、総体的に順位は下がって、令和3年4月1日時点では、20政令指定都市中、札幌市長は10位、副市長は9位の位置にいるということですね。

○事務局（國方勤労課長） そのとおりです。

この間、政令市が増えたものですから、比較がなかなか難しいのですけれども、令和3年4月時点では10位にいるという認識でございます。

○岸本会長 まず、市長、副市長と、議員に分けて議論するのがいいかと思うのですけれども、市長、副市長等についてはいかがでしょうか。

その後、政令指定都市が増えたということでしたが、札幌仙広福という言葉がありまして、大体、同規模の人口、それから、都市機能的にもよく比較の対象となる札幌市、仙台市、広島市、福岡市という地方ブロック拠点都市で見ると、札幌市の場合は、仙台、広島、福岡に比べて取り立てて低いわけではないけれども、その中では一番給料が抑えられていまして、市長は福岡市に次いで10位、副市長についても9位となっております。

これだけで比較するわけではないのですけれども、札幌、仙台、広島、福岡と、大体よく似た都市規模で見ても、順位的には取り立てて高くないという資料が出ておりますが、この点につきまして、ご意見あるいはご質問等がございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○岸本会長 では、次に、議会の議員についても同じような視点で見ていくとどうなるかという資料が4ページ目になります。

札幌市を見てみますと、議長が9位の位置にいるのですね。札幌市より給与額が低いところとして仙台等がありますが、両者の間に大きな金額差が出ているわけではないです。

それから、副議長と議員が8位にありますが、よく比較の対象となる同規模の広島や福岡、仙台と比べても、取り立てて安いわけではないが、飛び抜けて高いわけでもないです

ね。

それで、5ページを見たら、ずっと据置きということです。そして、札幌よりも低い位置に記載されているのは、どちらかという、後に政令市になった都市ですね。人口規模からするならば、逆に、札幌よりも人口規模が小さい政令指定都市だけれども、上にあることがこの図で見て取れるかなと思います。地域経済もありますので、一概に人口規模だけを見るわけにはいかないのですけれども、客観的に見ると、こういうふうな図になります。

6ページ目を見ると、同じ地方公共団体の北海道知事と比べても、全ての特別職において、九十何%ということからも分かるように、実は金額が抑えられております。

今度は、7ページ目の年間総額に引き直すとどうなるかという、ボーナスなどを入れてみても、結局は、今の順位が変わらずに出てきています。一見、安いように見えるけれども、ボーナスが高くて、結局、たくさんもらっているではないかということにはなっていません。

そして、これは、8ページ目の議員も同様になります。

退職金について、9ページ目以下にあるわけですが、札幌市長の退職金の支給割合を見ても、他の人口規模が小さい政令市を含めて見ても、100分の47という形で割合的に抑えられているものだから、支給額も実は人口規模に比して高くないということで、13位に來ています。

副市長については、7位に出ているわけですが、支給割合を見ると、飛び抜けて高いわけでもなければ、取り立てて低いわけでもなく、大体中位ぐらいです。福岡や仙台よりは上ではございますが、絶対的な金額を見ても、そこまで差が出ているわけではないことがこの表から分かるかと思えます。

物価が安いから、同じ1万円でも意味が違いうだろうという観点から見たのが10ページで、札幌市の消費者物価地域差指数は、確かに首都圏と比べると安いところがあるのだけれども、それでも99.5ですから、飛び抜けて物価が安い地域というわけではないですよ。

あとは、民間企業と比べたとしても違うところがあるわけですが、参考までに、民間企業の報酬、年間賞与と比べたときに、札幌市長、副市長、議員の給料が飛び抜けて高いかというところをチェックするための資料が11ページ目です。

令和2年と令和3年で比べるのもどうかと思うのですけれども、比較したらどうなるか

という、札幌市長のほうが高いではないかということにはなっていないです。事業規模によって、社長と副社長の報酬等も変わってくることは分かっているので、平均値という形にならざるを得ないのですが、そういう資料が11ページ目にあります。

先ほど事務局から説明いただいたものを勝手にまとめましたが、以上の点を踏まえて、何かご質問等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○岸本会長 各委員の先生方から個別にご意見を賜るという局面に入ってよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岸本会長 それでは、時間もありますので、先ほど申し上げましたように、皆川委員よりご意見等を賜ればと思うのですけれども、よろしいでしょうか。お願いいたします。

○皆川委員 一番最初にお話をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

私の結論としては、今の報酬を据置きということで、どうしようもないのではないかとこの考えです。

特別職ということで、例えば、賃金センサスみたいなものだったり、労働者の何かと比べるとは難しいだろうというふうに思っています。ですので、検討する資料としては、今回いただいたもの以上のものを何か見てということは思いつきませんでした。

高くもなく、低くもなく、平均的な金額で、また、札幌市の物価指数がこうなのかというのも今回初めて知ったところであります。

営利企業ではないということ踏まえても、この据置きという結論で、それ以上の何か具体的な数字を出して言うというのがなかなか難しいかなと思っております。

一方で、今回、コロナ禍でなかなか大変な中で、札幌市長を含め、いろいろな方々が頑張ってきたことと思います。もちろん、民間企業もすごく大変だったと思うのですけれども、自治体として無理を聞かされる場所もすごく多かったのではないかと思っています。そういった中で、人事院勧告などがあると仕方がないのかなとは思いますが、良いときには別に上がるわけでもない、だけど、大変なときには民間に従って引き下げられるというのは、なかなか不条理だなと感想めいたことを思う次第です。

それから、総論的なところになるのかもしれないですけれども、資料の2ページ目に、一般職の方との給与改定率の比較が出ていて、それが10%を超えて変わってくると改定率をすることを検討し始めるという話で、ここ数年は1%未満の違ひしかないのというこ

とだったのですが、その10%という数字にどこまでの合理性があるかなと少し考えました。

例えば、平成13年頃に107%という状況で、この7%の差が10年続いたときに、それは10%に達していないから検討しなくていいのだろうかということだったり、あるいは、仮に1%だったとしても20年続いたらなど、何かそういったようなことも考えていいのかなとは思いました。10%という検討を始める数字にも根拠があるとお伺いをしましたが、かなり長い期間、差が生まれているようなときに、上下含めて検討してもいいのかなと思っております。

以上です。

○岸本会長 非常に貴重なご意見をいただいたと思っております。

今の皆川委員のご意見を審議するわけではございませんので、先ほど申し上げましたように、五十音順で、続きまして、大槻委員からご意見をよろしくお願いいいたします。

○大槻委員 大槻です。よろしくお願いします。

私も、今の皆川委員のご意見と似ているかもしれません。

今、資料の説明を事務局よりいただき、また、会長からもいろいろコメントをいただきましたけれども、全国との比較、また、民間との比較の中で、今回、あえて見直すポイントが何かあるのかなと見たときに、あまりないのかなということで、結論めいた話ですけれども、現状維持という答えが妥当なのかなということでございます。

ただ、水準的にそれがいいかどうかですが、市長とほかの特別職の報酬の差を民間側から見たときに、報酬差が割と小さいなと思いました。例えば、民間だと、代表取締役、代表者とその他役員との責任の重さに比例して、その報酬の差が結構大きいものですから、市長が背負っている責任と、その他特別職等の報酬の差が、水準は別にして、全国を見ても割と小さいのだなと今回初めて資料を見せていただいて感じました。

これは、どこかで見直す時期があれば、そういうことを含めて体系的に見直していただけたらなという感想を持ちました。

○岸本会長 今の大槻委員のご意見は、少なくとも、市長と副市長の金額差を見たときに、一般的な傾向として見る民間の場合の社長と副社長、あるいは、社長とその役員の差の大きさから比べると、非常に迫っているように見えるということですね。

○大槻委員 そうですね。小さいと。

かつ、市長は、選挙を通して市長というポストに就いているわけですが、その他の特別

職は、議会は別ですけれども、副市長は任命ですよ。ですから、その部分から見たときに、意外と差が小さいというのが今回の説明を受けて感じたところです。

○岸本会長 副市長が高過ぎるというのではなくて、市長との総体的な差という主張ですね。

○大槻委員 そうですね。

○岸本会長 分かりました。

次に、谷口委員、よろしくお願いいたします。

○谷口委員 谷口です。

私は、基本的に、特別職の方は、ある程度、一定の金額で据え置く方針でよいように思っています。

職員の方が上がったたり下がったりするのに比例させることが必ずしも合理的とは思わないので、ほかの水準から見ておかしいと思うぐらいのレベルになるまでは、上げたり下げたりしないほうがよいという意見です。

ほかの政令指定都市の給与の水準から見ても、それほど高かったり、安かったりということでもないし、札幌市の財政等も考えると、当面は今の水準で据え置くのがよいと思います。

一般の民間企業の給与の資料もあり、それを見ると、責任の重さからは、少し安いのかなとも思いますが、特別職の方が社会に貢献するという使命感を持ってやっているという面もあると思いますので、財政もありますし、今現在の状況を踏まえると、据置きが妥当と思います。

以上です。

○岸本会長 それでは、寺澤委員、お願いできますでしょうか。

○寺澤委員 寺澤でございます。

私も、大槻委員がおっしゃられた市長と副市長の差は感じました。

率直に、この資料を拝見したときに、人口比でいくと、札幌はもっと上にあってもいいのかなという感想は持ちました。ただ、先ほど説明がございましたが、仙台、福岡、広島との比較で言えば、大体、妥当な位置なのかなと思っています。

一般職との均衡差をはじめ、人事院勧告、札幌市の人事委員会勧告、ほかにも数々の指標を見ると、コロナ禍で市民生活も大変な中であって、上げるという環境にはないなど。やはり、少しお気の毒ではありますが、引き続きこのまま据え置くというのが妥当な結論だ

ろうなと思っております。

ただ、アナウンスの仕方、リリースの仕方とも関係してくるかなと思うのですが、これは、今後、報酬を据え置くと発表なさるときに、退職手当や期末手当のご説明もあるということですが、高いかどうかは別としても、市長が年間でどれだけいただいているのか、副市長はどれぐらいになっているのか、議員はどうなっているのか、その全体像も参考としてお示しいただくことも必要ではないかなと思いました。ただ、月額報酬だけでなく、そういう見せ方で市民に情報をよく開示することも必要ではないかと思って、この資料を拝見させていただきました。

以上です。

○岸本会長 ただ単に、数字だけ出されてもということで、本日の審議の内容を踏まえて、会議録もホームページに出されるわけですが、これは、議会等で審議した上で、結論が出たときには、広報さっぽろ等へのリリースの仕方について、検討する必要があるのではないかというご主張ですね。

○寺澤委員 はい。

○岸本会長 分かりました。

次に、行方委員、お願いします。

○行方委員 札幌消費者協会の行方でございます。

私が感じるところによりますと、札幌市は人口が多いといっても、地方で退職された方が息子や娘がいるから、また、病院施設も整っている、高齢者施設も多くあるということで、札幌市を目指して来ている方が多いと聞いております。

そうすると、人口だけが増えても生産能力があるわけではないですから、当然、税収は多くはないですね。ですから、いわゆる人口規模だけでも比較できないし、私どもも札幌市から委託を受けて消費者相談を、相談員25名、夜7時まで交代制で、日曜日もあるようにしたり、今、メールでも相談を受けたりしています。大学生も多いものですから、いろいろな悪質商法に引っかかるのです。それと、当然、高齢者も悪質商法に引っかかっているのです。その辺は専門家の方もいらっしゃいますから、ご存じだと思いますけれども、相談員も大変苦勞されております。

ですから、いろいろな意味で総合的に言うと、人口は多くても税収は少ないですから、やはり据置きしかないのではないかと私自身は思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○岸本会長 先ほど来、出ている同規模人口だけではなくて、消費者物価指数、税収、言うならば市民1人当たりの所得も考慮に入れると、恐らくは、決して高過ぎるとか、安いとまでおっしゃっているわけではないけれども、人口規模だけで上から4番目ぐらいに行くというわけにはいかないだろうというご意見でよろしいですね。

○行方委員 はい。

○岸本会長 分かりました。

それでは、次に、野宮委員、お願いいたします。

○野宮委員 今の事務局、さらには、会長から、過去の状況や物価指数、さらには、民間の状況、各政令指定都市との比較のご説明をいただきまして、私としましては、据置きは仕方ないのかなと思っています。

ただ、1点、資料にはなかったのですが、税収に占める報酬の割合を他政令指定都市と比べた場合にどのぐらいに位置しているのかを、一つ手法にしてもいいのかなと思いました。というのは、極端な話をすれば、その報酬が税収の半分を占めているのか、それとも、10%を占めているかでは極端に差が出てくるのではないかなと感じましたので、今後、そのところは検討していただければなと率直に思いました。

ただ、私としては、据置きということには賛成をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○岸本会長 人口、あるいは、税収の金額だけで単純比較するわけにはいかないというところはありつつもだと思っておりますけれども、税収については、自主財源の場合と、国などからかなり補助金が来ての総額の場合とあります。ですから、税収といったときに、何を基準にするのかという点についても、細かく検討する必要があるかとは思っています。

ただ、今後、特に測るときの指標として、札幌市の財政規模、税収、自主財源率からも多角的に分析していただければというご意見で、今回については、この資料の中で判断されることでご異論はないですか。

○野宮委員 はい。

○事務局（國方勤労課長） 事務局です。現在、札幌市の場合は、例えば、市税や、市民の皆さんがいただく使用料などの自主財源は、政令市比較では少なく、財政基盤的には弱いところがあります。

現時点では、自主財源に対する人件費割合は15%ぐらいで上がり下がりしている形でして、野宮委員がおっしゃるような半分以上を越えるといったところにはなっておりません。

以上です。

○岸本会長 あとは、税収もさることながら、市債残高ですね。

恐らく、民間の企業であれば、特に神経をとがらせる貸借対照表でどのぐらいの資産があって、どのぐらいの借入金があって、その中で業績がどのぐらい上がってという形で、社長の給料について、株主の理解を得られるかだと思うのです。

当然、市長の場合は、売上げが幾らあるかというのがないのと、株主云々の問題ではないので、最終的には、市民一人一人の皆様方のご理解を得られるかというところに行き着くかと思います。

今、事務局で議事録は取られていると思いますけれども、評価指標について、有益なご意見が出たというところは、今後、ご議論になってくる可能性は十分ありますので、受け止めていただければと思います。

今、全ての委員の方々のご意見がありました。

私の意見は、さっきから1人で話しているのですが、皆様方にもう伝わっていらっしゃるかなと思うのですが、委員の皆様方と同じでございまして、据置きでいいのかなと考えております。

人口規模で言えば、第3位が名古屋ですね。たしか、横浜、大阪、名古屋、札幌の順だったと思いますけれども、名古屋などは3大都市圏ですから、その意味では、人口だけで比べてもというところが当然あります。にしても、人口だけ見るわけにはいかないのですが、仙台の約2倍の人口がありながらというところもあるのです。ただ、産業の集積度も加味すると、少し安いかなと思うところもあるのだけれども、妥当なのかなと考えてきたところであります。

今回、据置きということで、他都市との関係で大きく開きがあるところではなく、むしろ安い部類に入るのかなと思っておりますので、私は、議長、副議長も含めた特別職全てにおいて、条例上の基準としてはこれで妥当なのではないかと考えております。

あとは、最終的には、これを高いと見るか、低いと見るか、それに見合ったことを市民のためにやってくれていると思うかどうかにつきましては、市民の皆様方が選挙等を通じた意思で判断されるべき事柄ではないだろうかと思いますので、据置きという形でいかがでしょうかというのが岸本個人の意見でございます。

それで、これは答申という形式を取ることになりますが、いかがいたしましょうか。議論は、もうよろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○岸本会長 それでは、本審議会としての結論を出してもよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岸本会長 ということで、市長、副市長の給料及び市議会議員の議員報酬につきましては、据え置くことが適当という結論でご了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岸本会長 ありがとうございます。

また、ただいま皆様からいただきました代表的なご意見につきましては、審議内容として答申書に盛り込ませていただき、会議録については、会議録案というのが事前に委員の皆様方に送られた後、趣旨が伝わっているかどうかについて、ご確認していただいた後、確定という形でよろしいですか。

○事務局（國方勤労課長） そのように考えております。

○岸本会長 それでは、後日、ご確認の作業をお願いすることになるかと思えますけれども、貴重なご意見を記録にとどめる形になりますので、よろしく願いいたします。

7. 報 告

○岸本会長 続きまして、平成28年度に行われました前回の審議会におきまして、特別職の退職手当等の在り方について、附帯意見が出されておりました。

この点につきましては、本審議会の諮問事項ではございませんが、この場で事務局からご報告のほどをお願い申し上げます。

○事務局（國方勤労課長） 退職手当につきまして、事務局から報告いたします。

前回の審議会において、民間企業や一部の政令指定都市におきまして、退職手当を基本の報酬や給料に振り替える例が見られるため、今後の退職手当の在り方を検討するよう、附帯意見が示されておりました。

他の政令指定都市に調査等を行いましたところ、皆様にお配りしています資料の9ページ目にありますが、政令指定都市の大多数は退職手当制度を残しております。

また、その額につきましても、他都市との均衡を逸していないことから、退職手当については、制度を残すことが適当と考えております。

なお、特別職の退職手当につきましては、一般職の退職手当と同様の改定を行ってきております。例えば、平成25年度におきましては15%程度の引下げ、そして、平成30年度

に4%程度の引下げを行ってきております。今後も、一般職の改定状況を踏まえながら、適切な水準の維持に努めてまいりたいと思っております。

事務局からの報告は以上です。よろしく申し上げます。

○岸本会長 ありがとうございます。

今回は、人任せというわけではないけれども、言うなれば、他都市の動きを見ながらという形で、取りあえず、直ちに制度を変革するということはしないが、ただ、当然のことながら、この審議会は継続的に一定期間を置きながら開催されていくわけですから、その中で、他都市や市独自の考え方によって、審議の対象にはなり得るという理解でよろしいですか。今回は、取りあえずということよろしいですか。

○事務局（國方勤労課長） そうでございます。

○岸本会長 この点につきまして、何かご意見等はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○岸本会長 それでは、議論が全て終わりましたので、これをもちまして、本日の審議会は終了させていただきます。

先ほど申しましたが、答申書につきましては、一旦、事務局で文案を作成した後に、皆様方お一人ずつご確認いただきました上で取りまとめまして、市長に対しまして年内に答申を行いたいと考えております。

答申書の交付に際しましては、会長にご一任いただければと思いますが、この点につき、ご異論等はございませんでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○岸本会長 ありがとうございます。

このたびは、委員の皆様方の円滑な会議の進行にご協力いただきまして、議事進行を非常に助けられたところがございます。この場をお借りいたしまして、厚く深く御礼申し上げます。

どうもありがとうございました。

8. 閉 会

○事務局（佐藤職員部長） 本日は、大変お忙しいところ、皆様にご出席いただきまして、また、熱心にご議論いただきましたこと、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、札幌市特別職報酬等審議会を終了させていただきます。